

■第3分科会:子どもの居場所

テーマ	子どもとともにつくる児童館・児童クラブ
内 容	<p>児童虐待や不登校、いじめ、自殺する子どもの増加など、子どもを取り巻く環境がその厳しさを増すなか、全国各地で地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践が行われている。ところが、居場所づくりは官民間わず多様な取組みがあることから、子どもの権利を率先して保障しているところもあれば、十分に理解できていない取組みもある。そこで、国としても「子どもの 権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示すことが求められている」(子ども家庭 庁、2023:4)ことから、2023年12月に閣議決定されたのが「子どもの居場所づくりに関する指針」である。ある場が居場所になるかどうかは、子ども本人が決めることがある。一方で、子どもの居場所づくりは、主におとなが誰かの居場所となることを願って取り組む。そのため、ジレンマが生じることがある。指針では、「子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所」(子ども家庭 庁、2023:8)が居場所づくりの基本的な視点に共通する事項として示された。おとなとの「よかれ」ではなく、子どもの声を聴くこと、そしてその声を反映することが居場所づくりに求められている。</p> <p>子どもの居場所づくりに関する指針において、重要な地域資源として位置づけられたのが公的な居場所としての児童館・放課後児童クラブである。児童館ガイドラインおよび放課後児童クラブ運営指針は、子ども基本法・子ども大綱・子どもの居場所づくりに関する指針を踏まえて、子どもの権利に関する記述が充実されたばかりである。そこで本分科会ではこの2つにフォーカスし、「子どもとともにつくる児童館・児童クラブ」のありようを探りたい。</p>
報 告	<p>1.趣旨説明 安部芳絵(工学院大学)</p> <p>2.自治体報告</p> <p>(1)子どもセンターらいつ(児童館)の指定管理者選定への子ども参加 三條 由佳(宮城県石巻市保健福祉部子育て支援課子育て支援係 係長)</p> <p>(2)子どもの権利条例に基づく児童館運営一廃止から機能強化へ 鈴木 康平(東京都中野区子ども教育部育成活動推進課)</p> <p>(3)児童館で実施する夏休み期間限定の学童保育 金坂 尚人(特定非営利活動法人 S-pace 運営 神戸市立六甲道児童館 館長)</p> <p>2.特別発言</p> <p>(1)児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正について 阿南 健太郎(子ども家庭庁成育局成育環境課)</p> <p>(2)生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた 学習・生活支援の拠点事業「まい、ぱれいす 津田 知子(東京都世田谷区 子ども若者部子ども家庭課)</p> <p>塩野 高志(東京都世田谷区 まい、ぱれいす施設長)</p>
コーディネーター	安部 芳絵(工学院大学) 浜田 進士(子どもの権利条約総合研究所関西事務所) 西野 博之(フリースペースたまりば)